（警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員に関する規則の一部改正）

第二条　警察法第十二条の四第一項に規定する専門委員に関する規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（専門委員に関する庶務） **第二条**　専門委員に関する庶務は、警察庁長官官房教養厚生課において処理する。	（専門委員に関する庶務） **第二条**　専門委員に関する庶務は、警察庁長官官房給与厚生課において処理する。

（警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則の一部改正）

第三条　警察大学校サイバーセキュリティ対策研究・研修センターの内部組織に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第八十六条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第八十六条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。	（解析研究室の所掌事務） **第二条**　解析研究室においては、警察法施行規則第八十九条第二項第一号に掲げる事務をつかさどる。 （捜査研修室の所掌事務） **第三条**　捜査研修室においては、警察法施行規則第八十九条第二項第二号に掲げる事務をつかさどる。

附　則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

訓　令

○法務省訓令第２号

検事総長
検 事 長
検 事 正

検察庁事務章程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和３年３月31日

法務大臣　上川　陽子

検察庁事務章程の一部を改正する訓令

検察庁事務章程（昭和60年法務省訓令第１号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（統括捜査官） **第22条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官702人を置く。 ［２～４　略］ **別表第８の２**（第16条の２関係） 地方検察庁支部 東京地方検察庁立川支部 大阪地方検察庁堺支部 名古屋地方検察庁岡崎支部 福岡地方検察庁小倉支部 福島地方検察庁郡山支部	（統括捜査官） **第22条**　地方検察庁、地方検察庁支部及び区検察庁に統括捜査官712人を置く。 ［２～４　同左］ **別表第８の２**（第16条の２関係） 地方検察庁支部 東京地方検察庁立川支部 大阪地方検察庁堺支部 名古屋地方検察庁岡崎支部 福岡地方検察庁小倉支部